

防医経施第314号

4 . 5 . 1

事務局 長 殿

防衛医科大学 校長

施設整備工事（部隊外注工事）の実施手続について（通達）

改正 平成23年12月27日

令和 5年 6月30日

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：施設整備工事（部隊外注工事）の実施手続

施設整備工事（部隊外注工事）の実施手続

1 目的

この手続は、防衛医科大学校における施設整備工事（部隊外注工事）について通用する。

2 部隊外注工事の実施者

部隊外注工事の実施者は、事務局長とする。

3 部隊外注工事

（1）事務局長は、部隊外注工事に係る基本計画書が承認された後、工事計画書（工事実施計画を変更する場合を含む。）を作成する。

（2）事務局長は、部隊外注工事に係る工事実施計画書に基づき事務局企画部長に工事実施の指示をする。

（3）部隊外注工事の発注方法は、物品管理細部実施要領について（防医物管第1号。13.3.28）第9項を準用する。

4 その他

部隊外注工事の実施は、第1項から第3項によるもののほか、陸上自衛隊の施設の取得等に関する達（平成19年陸上自衛隊達第82-3号）を準用する。